

(参考2)

1 最低賃金について

(1) 適用

香川県最低賃金は、香川県内の事業場で働く、年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用があります。

(2) 金額

次の賃金は、最低賃金に算入されません。

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）

所定労働日以外の日への労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

2 過去4年間の香川県最低賃金額の改正状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額(円)	818	820	848	878	918
対前年度上昇率(%)	3.28	0.24	3.41	3.54	4.56
対前年度上昇額(円)	26	2	28	30	40

3 関係法令

○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は50万円以下の罰金に処する。

4 厚生労働者では、中小企業・小規模事業者への支援策として以下の制度を設けています。

業務改善助成金（別添1リーフレット参照）

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上に資する設備投資等（助成対象経費）の一部を助成するもの。

業務改善助成金に関するお問い合わせは、業務改善助成金コールセンター（電話 0120-366-440）、香川労働局助成金センター（電話 087-823-0505）、香川働き方改革推進支援センター（電話 0120-000-849）までお願いいたします。

「香川働き方改革推進支援センター」（別添2リーフレット参照）

令和5年度厚生労働省・香川労働局委託事業として、令和5年4月より「香川働き方改革推進支援センター（電話 0120-000-849）」を開設し、中小規模・小規模事業者等に、生産性向上による賃金引上げ、非正規雇用労働者の処遇改善、長時間労働の是正、人手不足の解消に向けた雇用管理の改善等の取り組みを支援するため、専門家による相談対応（来所、訪問、電話、電子メール）や商工団体や市町村等での出張相談会、セミナー等を実施しています。